

2020年（令和2年）4月9日

保護者様

明石市立魚住東中学校
校長 堂本 学

気象警報発令時の生徒の登下校について

気象警報発令時の生徒の登校については、下記のように措置しますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 午前7時の時点で、明石市に「暴風」「大雨」「洪水」等の警報が、発令中であれば、生徒を自宅待機させてください。
※ 播磨南東部に警報が発令されていても明石市のみ解除される場合もありますのでご注意ください。
 - 2 午前9時までに、明石市に発令されている警報が解除にならない場合は臨時休校とします。ただし、翌日の授業・持ち物等については、すぐメール・ホームページのいずれかで確認ください。
 - 3 午前9時までに、警報が解除された場合の登校時間は、すぐメール・ホームページでお知らせします。いずれかで時間を確認して登校してください。
 - 4 始業時刻以降に警報が発令された場合は、生徒の安全を第一に考え、一斉下校や学校待機等の措置をとります。そのため給食を食べずに帰ることもあります。この場合、給食費の返金はありません。（小学校とは異なります。）
 - 5 震度5弱（目安）以上の地震が発生した場合及び津波警報が発令された場合は、学校で生徒の安全を確保します。
（自宅の場合はご家庭で判断し避難をお願いいたします）
- ※ 学校からの連絡は、すぐメール・ホームページによって行いますのでいずれかで必ず確認してください。
- ※ 未登録の場合は、中学校でのすぐメールの登録にご協力ください。